

## 「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」の取組状況について

SBIアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）を踏まえて、「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」を策定・公表しています。以下に本方針に関する取組状況（2024年1月～2025年6月）についてご報告します。

### お客さまの最善の利益の追求【原則2に対応】

- ① 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受け入れを表明し、同コードの各原則に基づきスチュワードシップ責任を果たすための基本方針および活動報告をホームページ上で公表しています。
- ② 投資先企業の企業価値（株式価値）の増大、又はその価値の毀損防止のため、議決権行使の判断基準について定めた社内規程に基づいて議決権を行使しています。議決権の行使結果については、個別銘柄ごとの概要、賛否とともに当社ホームページ上で公表しています。
- ③ お客さまの中長期の資産形成に適した、NISA成長投資枠対象ファンドとして、以下のファンドの設定を行いました。
  - ✓ SBIサウジアラビア株式上場投信
  - ✓ SBI・SPDR・S&P500高配当株式インデックス・ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI・V・米国高配当株式インデックス・ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI・iシェアーズ・米国総合債券インデックス・ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI・iシェアーズ・米国投資適格社債（1－5年）インデックス・ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI・iシェアーズ・米国ハイイールド債券インデックス・ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI・V・米国増配株式インデックス・ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI欧州高配当株式（分配）ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI・J－REIT（分配）ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI・iシェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBI全世界高配当株式ファンド（年1回決算型）
  - ✓ SBI－フランクリン・templton・インド株式インデックス・ファンド
  - ✓ SBI・S・米国高配当株式ファンド（年4回決算型）
  - ✓ SBIサウジアラビア株式インデックス・ファンド
  - ✓ SBI・V・米国REITファンド（年4回決算型）
- ④ 当社では、地方創生の観点から、地方金融機関をはじめとする機関投資家の運用ニーズに対応した私募投資信託の組成・運用を行っています。

## 「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」の取組状況について

### 利益相反の適切な管理【原則3に対応】

- ① 利益相反にあたる関係・取引等を把握し、適切に管理するための社内規程を定めており、それらに基づいて利益相反の適切な管理を行っています。また、お客さまの利益が害されないよう、コンプライアンス部門によるモニタリングも行われています。
- ② 当社とSBIグループ会社間で行う重要な取引については、社内規程に基づき、独立した第三者である弁護士に監査を依頼することにより、利益相反取引の防止を図っています。

### 手数料等の明確化【原則4に対応】

目論見書や運用報告書等の法定開示書類、各種レポート等において、手数料・費用等の詳細を、お客さまに分かりやすくお伝えするため、図表等も用いながら丁寧に記載しました。

### 重要な情報の分かりやすい提供【原則5に対応】

- ① 月次レポートや市況急変時の臨時レポート、投資に関連するコラム・レポートなどの開示資料を充実させ、タイムリーな情報提供を行いました。
- ② ファンド情報の開示にあたっては、図表やチャートを用いて商品性やリスク等をお客さまがご理解しやすいようお伝えしています。また、明確かつ平易であって、誤解を招くことのない分かりやすい表現による情報提供を行うよう努めています。
- ③ お客さまへの情報提供に際しては、重要性による区別を行い、お客さまに特にご留意いただきたい事項については特に強調してお伝えするなど、より丁寧な情報提供を行いました。

### お客さまにふさわしいサービスの提供【原則6に対応】

- ① 公募投資信託に関しては、新ファンドの設定により充実したSBI・Vシリーズ及びSBI・iシェアーズシリーズ等、各ファンドを組み合わせることで、お客さまの投資スタイルに対応した株式ポートフォリオ及び債券ポートフォリオの構築が可能な商品となっています。私募投資信託に関しては、当社の主要なお客さまである地域金融機関の運用ニーズに適した商品やソリューションを提供しました。
- ② お客さまにふさわしい投資商品を選択する際に参考として頂くため、販売会社向けのWEB研修等を実施し、商品特性等に関する情報共有を行いました。
- ③ 当社が運用しているファンドについて深くご理解頂くために、動画配信サービス上でWEBセミナーを実施しました。
- ④ 投資信託協会と連携し、販売会社に想定顧客属性等に係る情報を提供することで販売会社との連携を行います。
- ⑤ プロダクトガバナンスの実効性を確保するため、当社がどのような取り組みを行っているか販売会社に情報提供することで連携を行います。

## 「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」の取組状況について

### お客さま本位の業務運営のためのガバナンス体制の整備等【原則7に対応】

- ① お客さまの最善の利益を追求する観点から、月次で開催される投資戦略委員会、運用会議及びリスク管理委員会等を通じて、運用力の強化、ファンドの良好なパフォーマンスの実現等に努めました。
- ② 忠実義務及び善管注意義務の遵守、利益相反防止等の観点から社内研修を実施しました。

なお、個人のお客さま向けに投資信託を直接販売していないことから、「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）【原則5】の（注1）、（注2）及び（注4）、ならびに【原則6】の（注1）、（注2）及び（注4）については該当がありません。

(以下はプロダクトガバナンスに関する補充原則に係る方針)

## 1. 基本理念

- ① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い投資商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践をいたします。
- ② 具体的には、当社が策定した「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」に基づき、取締役会決議により設置されたプロダクトガバナンス委員会において基本理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行ってまいります。

## 2. 体制整備

- ① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者としてお客さまにより良い投資商品を提供するための理念を踏まえ、投資商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備し、その上で、投資商品の組成に携わる金融事業者は、投資商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備することといたします。
- ② 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、投資商品の組成から償還に至る投資商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備することとし、今後、必要に応じて、その事業規模や提供する投資商品の特性等に応じて、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討いたします。(注1)
- ③ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立する方針とします。(注2)

## 3. 投資商品の組成時の対応

- ① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、お客さまの真のニーズを想定した上で、組成する投資商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や投資商品としての合理性等を検証する方針とします。
- ② また、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、お客さまの最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、販売会社に十分な理解が浸透するよう情報連携する方針とします。
- ③ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、組成する投資商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証する方針とします。(注1)
- ④ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、可能な限りお客さまの資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めることとし、必要に応じて想定される販売方法にも留意します。その際、商品を購入すべきでないお客さま(例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としているお客さま等)も特定する方針とします。また、複雑な投資商品や運用・分配手法等が特殊な投資商品がある場合は、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該投資商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定する方針とします。(注2)

- ⑤ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、組成・販売全体として最適な投資商品をお客さまに提供するため、お客さまのニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、販売会社との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。また、投資商品組成後の検証の実効性を高める観点から、販売会社との間で連携すべき情報等について、事前に取り決める方針とします。（注3）

#### 4. 投資商品の組成後の対応

- ① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、投資商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を投資商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品の組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用します。
- ② また、組成・販売全体としてお客さまの最善の利益を実現するため、販売会社との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の投資商品の組成の改善に活かしてまいります。
- ③ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証する方針とします。当該投資商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、投資商品の改善、他の投資商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用する方針とします。（注1）
- ④ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を販売会社から受けることとします。また、情報連携すべき内容は、より良い投資商品をお客さまに提供するために活用する観点から実効性のあるものとし、実際に購入した顧客属性に係る情報、お客さまからの苦情や販売状況等とします。販売会社から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて販売会社に還元します。（注2）
- ⑤ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、運用の外部委託を行う場合に、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて投資商品の改善や見直しを行います。
- ⑥ 投資商品の組成に携わる金融事業者である当社と販売会社の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携いたします。（注3）

#### 5. お客さまに対する分かりやすい情報提供

- ① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、お客さまがより良い投資商品を選択できるよう、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行う方針とします。
- ② 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、お客さまに対し、自ら又は必要に応じて販売会社を通じて、その運用体制について個々の投資商品の商品性に合った情報提供を行う方針とします。（注1）
- ③ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、投資商品の商品性に関する情報についても、販売会社と連携して、分かりやすい情報提供を行う方針とします。（注2）

なお、補充原則 5.（注1）後段（例えば以下）は今後の検討課題とするため現時点で該当がありません。

# 「顧客本位の業務運営に関する原則」 (改訂版) との対応関係 (1/7)

顧客本位の業務運営に関する原則	お客さま本位の業務運営を実現するための方針	取組状況
<p><b>原則2: 顧客の最善の利益の追求</b></p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	<p><b>2. お客さまの最善の利益の追求</b></p> <p>① 投資運用業者としてプロフェッショナリズムを堅持するとともに、投資商品の組成・運用にあたっては、お客さまの最善の利益を追求します。(原則2)</p> <p>② お客さまのニーズに合わせて新たな投資手法や投資対象を組み合わせ、革新性の高い投資商品の開発を行うことを通じて、お客さまの属性・投資目的等に応じた投資商品を提供します。(注)</p> <p>③ お客さまの中長期の資産形成に資するため、株式、債券、ETF、オルタナティブ等種々の投資対象を組み合わせ、自社運用のほか、特定の分野の運用力に秀でた運用会社を運用委託先、助言先として取り込みつつ、投資商品の良好なパフォーマンスの実現に努めます。(注)</p> <p>④ 当社は、お客さまにとって「このような運用会社が欲しかった」という存在になるよう、未来を先取りする投資機会の創出とお客さまの資産形成に資する投資商品の提供を目指します。また、SBIグループのリソースを最大限に活用した高付加価値商品を提供していきます。(注)</p>	<p><b>お客さまの最善の利益の追求【原則2に対応】</b></p> <p>① 「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明し、同コードの各原則に基づきスチュワードシップ責任を果たすための基本方針および活動報告をホームページ上で公表しています。(原則2)</p> <p>② 投資先企業の企業価値(株式価値)の増大、又はその価値の毀損防止のため、議決権行使の判断基準について定めた社内規程に基づいて議決権を行使しています。議決権の行使結果については、個別銘柄ごとの概要、賛否とともに当社ホームページ上で公表しています。(原則2)</p> <p>③ お客さまの中長期の資産形成に適したNISA成長投資枠対象ファンドとして、以下のファンドの設定を行いました(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SBIサウジアラビア株式上場投信</li> <li>✓ SBI・SPDR・S&amp;P500高配当株式インデックス・ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI・V・米国高配当株式インデックス・ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI・iシェアーズ・米国総合債券インデックス・ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI・iシェアーズ・米国投資適格社債(1-5年)インデックス・ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI・iシェアーズ・米国ハイイールド債券インデックス・ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI・V・米国増配株式インデックス・ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI欧州高配当株式(分配)ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI・J-REIT(分配)ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI・iシェアーズ・全世界債券インデックス・ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBI全世界高配当株式ファンド(年1回決算型)</li> <li>✓ SBI-フランクリン・テンプルトン・インド株式インデックス・ファンド</li> <li>✓ SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)</li> <li>✓ SBIサウジアラビア株式インデックス・ファンド</li> <li>✓ SBI・V・米国REITファンド(年4回決算型)</li> </ul>

# 「顧客本位の業務運営に関する原則」 (改訂版) との対応関係 (2/7)

顧客本位の業務運営に関する原則	お客さま本位の業務運営を実現するための方針	取組状況
		④ 当社では、地方創生の観点から、地域金融機関をはじめとする機関投資家の運用ニーズに対応した私募投資信託の組成・運用を行っています。(注)
<p><b>原則3: 利益相反の適切な管理</b></p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	<p><b>3. 利益相反の適切な管理</b></p> <p>① 利益相反を防止するための各種社内規程等を通じて適切な利益相反管理体制の構築に努めます。(原則3)</p> <p>② お客さまの利益を最優先に考え、お客さまとのいかなる利益相反も排除するよう努めます。利益相反の可能性を把握した場合には、当該利益相反のお客さまへの開示を含め適切に管理します。(注)</p>	<p><b>利益相反の適切な管理【原則3に対応】</b></p> <p>① 利益相反にあたる関係・取引等を把握し、適切に管理するための社内規程を定めており、それらに基づいて利益相反の適切な管理を行っています。また、お客さまの利益が害されることがないように、コンプライアンス部門によるモニタリングも行われています。(原則3)</p> <p>② 当社とSBIグループ会社間で行う重要な取引については、社内規程に基づき、独立した第三者である弁護士に監査を依頼することにより、利益相反取引の防止を図っています。(注)</p>
<p><b>原則4: 手数料等の明確化</b></p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	<p><b>4. 手数料等の明確化</b></p> <p>お客さまにご負担いただく投資商品の販売手数料、運用管理费用(信託報酬)及びその他の費用について、どのようなサービスの対価であるか、お客さまにより良く理解して頂けるように、目論見書や運用報告書などに分かりやすく明記します。(原則4)</p>	<p><b>手数料等の明確化【原則4に対応】</b></p> <p>目論見書や運用報告書等の法定開示書類、各種レポート等において、手数料・費用等の詳細を、お客さまに分かりやすくお伝えするため、図表等も用いながら丁寧に記載しました。(原則4)</p>
<p><b>原則5: 重要な情報の分かりやすい提供</b></p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	<p><b>5. 重要な情報の分かりやすい提供</b></p> <p>① 投資商品の運用戦略・運用経過、またパフォーマンスやリスク特性等に関する説明を、投資環境の変化に応じてタイムリーに分かりやすく、お客さまにお伝えするよう努めます。(原則5)</p> <p>② お客さまへの情報提供に際しては、誤解を招かないように、お客さまがご理解しやすいかたちで誠実にお伝えするよう努めます。(注3)</p> <p>③ また、お客さまの投資判断に影響を与える重要な情報の記載にあたっては、目立つように強調して記載するなど、お客さまが自律的に的確な判断ができるよう、より丁寧な情報提供に努めます。(注5)</p>	<p><b>重要な情報の分かりやすい提供【原則に5対応】</b></p> <p>① 月次レポートや市況急変時の臨時レポート、投資に関連するコラム・レポートなどの開示資料を充実させ、タイムリーな情報提供を行いました。(原則5)</p> <p>② ファンド情報の開示にあたっては、図表やチャートを用いて商品性やリスク等をお客さまがご理解しやすいようにお伝えしています。また、明確かつ平易であって、誤解を招くことのない分かりやすい表現による情報提供を行うよう努めています。(注3)</p> <p>③ お客さまへの情報提供に際しては、重要性による区別を行い、お客さまに特にご留意いただきたい事項については特に強調してお伝えするなど、より丁寧な情報提供を行いました。(注5)</p>

# 「顧客本位の業務運営に関する原則」 (改訂版) との対応関係 (3/7)

顧客本位の業務運営に関する原則	お客さま本位の業務運営を実現するための方針	取組状況
<p><b>原則6: 顧客にふさわしいサービスの提供</b></p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	<p><b>6. お客さまにふさわしいサービスの提供</b></p> <p>① 当社は、お客さまの様々なニーズを把握し、投資目的等に適合した商品の開発、運用を行います。(原則6)</p> <p>② お客さまにふさわしい投資商品をお届けできるように、販売会社との間で商品特性等に関する情報共有を進めます。(注3)</p> <p>③ 当社の商品や運用哲学について深くご理解頂くために、お客さまや販売会社向けのセミナー、タイムリーな情報発信等を通じて情報提供を積極的に行います。(注5)</p> <p>④ 投資商品組成・販売全体としてお客さまの最善の利益を実現するため、販売会社に想定顧客属性等に係る情報を提供することで連携を行います。(注6)</p> <p>⑤ プロダクトガバナンスの実効性を確保するために、当社がどのような取り組みを行っているか販売会社に情報を提供することで連携を行います。(注7)</p>	<p><b>お客さまにふさわしいサービスの提供【原則6に対応】</b></p> <p>① 公募投資信託に関しては、新ファンドの設定により充実したSBI・Vシリーズ及びSBI・iシェアーズシリーズ等、各ファンドを組み合わせることで、お客さまの投資スタイルに対応した株式ポートフォリオ及び債券ポートフォリオの構築が可能な商品となっています。(原則6)</p> <p>② 私募投資信託に関しては、当社の主要なお客さまである地域金融機関の運用ニーズに適した商品やソリューションを提供しました。(原則6)</p> <p>③ お客さまにふさわしい投資商品をお届けできるように、販売会社向けのWEB研修等を実施し、商品特性等に関する情報共有を行いました。(注3)</p> <p>④ 当社が運用しているファンドについて深くご理解頂くために、動画配信サービス上でWEBセミナーを実施しました。(注5)</p> <p>⑤ 投資商品組成・販売全体としてお客さまの最善の利益を実現するため、投資信託協会と連携し、販売会社に想定顧客属性等に係る情報を提供することで販売会社と連携を行います。(注6)</p> <p>⑥ プロダクトガバナンスの実効性を確保するために、当社がどのような取り組みを行っているか販売会社に情報を提供することで連携を行います。(注7)</p>
<p><b>原則7: 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等</b></p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	<p><b>7. お客さま本位の業務運営のためのガバナンス体制の整備等</b></p> <p>① 当社は、経営の独立性・透明性を高め、資産運用を託される会社として高い倫理観と専門性を持ち、適切なガバナンス体制を整備することにより、信頼される運用会社を目指します。(原則7)</p> <p>② お客さま本位の業務運営の定着を目指して従業員研修等を実施します。(注)</p>	<p><b>お客さま本位の業務運営のためのガバナンス体制の整備等【原則7に対応】</b></p> <p>① お客さまの最善の利益を追求する観点から、月次で開催される投資戦略委員会、運用会議及びリスク管理委員会等を通じて、運用力の強化、ファンドの良好なパフォーマンスの実現等に努めました。(原則7)</p> <p>② 忠実義務及び善管注意義務の遵守、利益相反防止等の観点から社内研修を実施しました。(注)</p>

# 「顧客本位の業務運営に関する原則」 (改訂版) との対応関係 (4/7)

顧客本位の業務運営に関する原則	お客さま本位の業務運営を実現するための方針	取組状況
<p><b>プロダクトガバナンスに関する補充原則</b>  <b>【補充原則1 基本理念】</b></p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。"</p>	<p>(プロダクトガバナンスに関する補充原則)  <b>1. 基本理念</b></p> <p>当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い投資商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践をいたします。具体的には、当社が策定した「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」に基づき、取締役会決議により設置されたプロダクトガバナンス委員会において基本理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行ってまいります。</p>	<p><b>基本理念【補充原則1に対応】</b></p> <p>当社が経営方針として掲げる「顧客中心主義」の下、長期・積立・分散投資に資する低コストかつ高品質な商品提供に加え、投資判断に資する透明性の高い情報開示、さらに合理的かつ柔軟なファンド運用体制の構築を一貫して進めております。</p> <p>具体的には当社が策定した「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」に基づき、プロダクトガバナンス委員会において基本理念に沿ったガバナンスの構築と実践を進めております。</p>
<p><b>【補充原則2 体制整備】</b></p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。</p> <p>その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。(注1)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。(注2)</p>	<p><b>2. 体制整備</b></p> <p>当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者としてお客さまにより良い投資商品を提供するための理念を踏まえ、投資商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備し、その上で、投資商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備することとします。</p> <p>① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、投資商品の組成から償還に至る投資商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備することとし、今後、必要に応じて、その事業規模や提供する投資商品の特性等に応じて、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討いたします。(注1)</p> <p>② 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立する方針とします。(注2)</p>	<p><b>体制整備【補充原則2に対応】</b></p> <p>当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、お客さまにより良い投資商品を提供するための理念を踏まえ、投資商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備するため、経営資源の最適配分をベースに、投資商品の組成の段階、及び、提供・管理の段階の各プロセスにおける品質管理を適切に行い、次の商品組成につなげるための実効性ある体制整備を進めております。</p> <p>① 当社は、商品の検討・組成段階から、運用、そして管理へと一連の投資信託のライフサイクル全体を通じて、各プロセスにおける品質管理の実効性の確保に努め、さらに一連のプロセスを通じた検証を行うことで、プロダクトガバナンスに資する業務運営を行っております。</p> <p>今後は、必要に応じて、ファンド評価等を行う外部機関からの意見も取り入れ、上記サイクルが一層実効性を上げ得る仕組みも検討します。(注1)</p> <p>② 当社は、上記(注1)のプロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルの確立を進めております。(注2)</p>

# 「顧客本位の業務運営に関する原則」 (改訂版) との対応関係 (5/7)

顧客本位の業務運営に関する原則	お客さま本位の業務運営を実現するための方針	取組状況
<p><b>【補充原則3 金融商品の組成時の対応】</b></p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。</p> <p>また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であることを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。(注1)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客(例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。(注2)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。(注3)</p>	<p><b>3. 投資商品の組成時の対応</b></p> <p>当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、お客さまの真のニーズを想定した上で、組成する投資商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や投資商品としての合理性等を検証する方針とします。</p> <p>また、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、お客さまの最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、販売会社に十分な理解が浸透するよう情報連携する方針とします。</p> <p>① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、組成する投資商品が中長期的に持続可能な商品であることを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証する方針とします。(注1)</p> <p>② 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、可能な限りお客さまの資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めることとし、必要に応じて想定される販売方法にも留意します。その際、商品を購入すべきでないお客さま(例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としているお客さま等)も特定する方針とします。また、複雑な投資商品や運用・分配手法等が特殊な投資商品がある場合は、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該投資商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定する方針とします。(注2)</p> <p>③ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、組成・販売全体として最適な投資商品をお客さまに提供するため、お客さまのニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、販売会社との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。また、投資商品組成後の検証の実効性を高める観点から、販売会社との間で連携すべき情報等について、事前に取決めする方針とします。(注3)</p>	<p><b>投資商品の組成時の対応【補充原則3に対応】</b></p> <p>お客さまの真のニーズを踏まえ、想定する顧客の属性を明確にしたうえで、組成する投資商品がそれに合致することを確認し、商品としての持続可能性や合理性等も併せて、商品検討委員会で検討しております。</p> <p>投資信託協会と連携し、お客さまの最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、販売会社に十分な理解が浸透するよう情報連携を行います。</p> <p>① 当社は、組成する投資信託については、各種調査及び分析を行った上で、商品検討委員会において想定顧客を明確にしたうえで、投資商品のライフサイクルを通じた品質の維持を想定し、中長期的に持続可能な商品であることを検討した上で組成しています。</p> <p>② 投資信託協会と連携し、想定顧客属性を特定するに当たり、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、可能な限りお客さまの資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定め、必要に応じて想定される販売方法にも留意します。その際、商品を購入すべきでないお客さまも特定します。また、複雑な投資商品や運用・分配手法等が特殊な投資商品がある場合、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該投資信託に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定します。(注2)</p> <p>③ 当社は、投資信託協会と連携して、組成・販売の全体として最適な商品をお客さまに提供するため、お客さまのニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、販売会社との情報連携や、必要に応じて実態把握のための調査等に取り組みます。</p> <p>また、投資信託協会と連携して、投資商品組成後の検証の実効性を高める観点から、販売会社との間で連携すべき情報について、事前に取決めを行います。(注3)</p>

# 「顧客本位の業務運営に関する原則」 (改訂版) との対応関係 (6/7)

顧客本位の業務運営に関する原則	お客さま本位の業務運営を実現するための方針	取組状況
<p><b>【補充原則 4 金融商品の組成後の対応】</b></p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。</p> <p>また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。(注1)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。(注2)</p>	<p><b>4. 投資商品の組成後の対応</b></p> <p>当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、投資商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を投資商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品の組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用します。</p> <p>また、組成・販売全体としてお客さまの最善の利益を実現するため、販売会社との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の投資商品の組成の改善に活かしてまいります。</p> <p>① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証する方針とします。当該投資商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、投資商品の改善、他の投資商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用する方針とします。(注1)</p> <p>② 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を販売会社から受けることとします。また、情報連携すべき内容は、より良い投資商品をお客さまに提供するために活用する観点から実効性のあるものとし、実際に購入した顧客属性に係る情報、お客さまからの苦情や販売状況等とします。販売会社から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて販売会社に還元します。(注2)</p>	<p><b>投資商品の組成後の対応【補充原則4に対応】</b></p> <p>投資商品の提供については、運用において、投資商品の組成時に想定した商品性が維持されるよう努め、一方、管理においては、リスク管理を継続的に行っています。さらに、商品検討委員会で商品性の変更の可否を適宜検討するとともに、プロダクト・ガバナンス委員会においては、商品のライフサイクル全般の検証を行い、運用の見直しや今後の商品組成の改善につなげています。なお、この、組成・提供・管理の一連のサイクルが社内に定着するよう努めております。</p> <p>当社は、投資信託協会と連携し、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の投資商品の組成の改善に活かしてまいります。</p> <p>① 当社は、商品性の検証については、提供しようとしている付加価値の提供が達成されているか未達成かを見極めるとともに、恣意性が生じない適切な検証期間で、リスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証します。さらに、当社は、資産規模や運用の効率性等を勘案して商品検討委員会で繰上償還の判断を行う態勢にあり、プロダクトガバナンスを意識し、必要に応じて、組成・提供・管理のプロセスの見直しにも柔軟に対応しております。(注1)</p> <p>② 当社は、投資信託協会と連携し、販売会社から商品の複雑さやリスク等の投資商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を販売会社から受けることとします。また、情報連携すべき内容は、より良い投資商品をお客さまに提供するために活用する観点から実効性のあるものとし、販売会社から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて販売会社に還元することとします。(注2)</p>

# 「顧客本位の業務運営に関する原則」 (改訂版) との対応関係 (7/7)

顧客本位の業務運営に関する原則	お客さま本位の業務運営を実現するための方針	取組状況
<p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。(注3)</p>	<p>③ 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、運用の外部委託を行う場合に、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて投資商品の改善や見直しを行います。投資商品の組成に携わる金融事業者である当社と販売会社の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携いたします。(注3)</p>	<p>③ 当社は、運用の外部委託を行う投資商品においても同様に、外部委託先における運用についても提供しようとしている付加価値の提供の達成度合い、及びその要因分析を行った上で、必要に応じて外部委託を行う投資商品の改善や見直しを行います。(注3) 投資商品の組成に携わる金融事業者である当社と販売会社の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携を行います。(注3)</p>
<p><b>【補充原則5 顧客に対する分かりやすい情報提供】</b></p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。(注1)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。(注2)</p>	<p><b>5. お客さまに対する分かりやすい情報提供</b></p> <p>当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、お客さまがより良い投資商品を選択できるよう、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行う方針とします。</p> <p>① 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、お客さまに対し、自ら又は必要に応じて販売会社を通じて、その運用体制について個々の投資商品の商品性に応じた情報提供を行う方針とします。(注1)</p> <p>② 当社は、投資商品の組成に携わる金融事業者として、投資商品の商品性に関する情報についても、販売会社と連携して、分かりやすい情報提供を行う方針とします。(注2)</p>	<p><b>お客さまに対する分かりやすい情報提供【補充原則5に対応】</b></p> <p>販売に携わる金融事業者を通じて、お客さまがより良い投資商品を選択できるよう、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行います。</p> <p>① 販売に携わる金融事業者を通じて、運用体制について個々の投資商品の商品性に応じた情報提供をお客さまに行います。(注1)</p> <p>② 販売に携わる金融事業者を通じて、運用体制について投資信託の商品性に関する情報について、分かりやすい情報提供をお客さまに行います。(注2)</p> <p>(注1) 後段(例えば以下)は今後の検討課題とするため該当がありません。</p>